

平成 2 5 年度第 4 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成 2 5 年 9 月 6 日（金）午後 2 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 1 4 階 1 号会議室

札 幌 市 環 境 局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授
赤松 里香	特定非営利活動法人E n V i s i o n 環境保全事務所	理事長
西川 洋子	(地独)北海道立総合研究機構 環境科学研究センター	研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群	教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院デザイン研究科	教授
半澤 久	北海道工業大学空間創造学部建築学科	教授
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授
遠井 朗子	酪農学園大学 農食環境学群	教授
早矢仕 有子	札幌大学法学部	教授

計 11名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

(3) 事業者

札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合 1名
(事業者から委託を受けた者)
株式会社日建設計 2名
(都市計画決定権者)
札幌市都市局市街地整備部市街地整備課 3名

2 傍聴者

5名

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

これより、平成25年度第4回札幌市環境影響評価審議会を開催させていただきたいと存じます。

なお、本日の出欠の状況でございますが、佐藤久委員、東條委員、森本委員からご都合により欠席のご連絡をいただいております。また、早矢仕委員からはご連絡をいただいておりますので、間もなくいらっしゃるかと思います。

現在、出席の委員は10名ですので、審議会規則に基づきまして会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日までご審議いただきますのは、前回に引き続きまして、創世1.1.1区（さんく）の準備書についてでございます。前回も関係の市街地整備部と事業者の出席をご了承いただいておりますので、既にご着席いただいているところでございます。

続きまして、資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元の資料として、資料1はA3判の3枚物です。資料2は大気質における日平均値変換式の検証というA4判の3枚物でございます。資料3はA4判のカラーの1枚物です。それから、添付資料として、準備書に寄せられましたご意見や見解について、A4判の両面の3枚物です。こちらは、告示・縦覧前のものでして、委員の皆様にご覧いただいておりますので、お知らせいただければと思います。

さらに、本日までご持参いただきたいと思います準備書、要約書がありますが、もしお持ちでない委員がいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。

また、事務局の関係で恐縮でございますが、本日、環境管理担当部長の木田が議会の関係で出席できません。ご了承いただければと思います。

そこで、かわりましてご報告いたします。

札幌市の条例につきましては、前回の議会におきまして無事に可決、成立したとご報告を申し上げていたところでございます。それに引き続きまして、条例の施行規則、技術指針について、条例と同時に10月1日の施行に向けて準備を進めさせていただいております。一昨年の条例改正の諮問から始まりまして、今年度の技術指針の審議等、委員の皆様には本当にご尽力をいただきまして、ありがとうございます。ここで、改めてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、早速ですが、本日の審議について、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○佐藤（哲）会長 早速、議事に入りたいと思います。

この会議は4時までの予定になっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

前回の会議から約1カ月がたっておりますので、前回の議事の概要について、説明をい

ただきたいと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） それでは、資料に基づきご説明を申し上げます。
資料1をごらんください。

前回の7月31日の第1回審議会の審議概要でございますが、表の左から環境影響評価の項目ごとに各委員からのご質問、ご意見の概要を記載しております。右側は、事業者側からの当日の会議での回答を記載しております。また、括弧書きで追加と記載している部分がございますけれども、今回、事業者側から追加説明がある部分です。これにつきましては、私の概要説明が終わった後に説明していただくことになっております。

それでは、資料に従いまして、上から順番にご説明いたします。

まず、事業の概要につきまして、佐藤会長から、今後に設計変更があった場合も、準備書で記載した影響の範囲を超えないと解釈してよいのかというご質問がございました。これに対して、事業者側からは、そのとおりであるという回答でございました。

村尾副会長からは、大気質については環境基準を達成しているので評価は問題ないが、基準値ぎりぎりであるので、次回までに、準備書の内容、記載、文言について確認していきたいというご発言がございました。

佐藤会長からは、騒音、振動に関しては特に問題なしというご意見でございました。

次に、風害でございます。複数の委員からご質問やご意見がございました。

半澤委員からは、評価自体は問題ないが、環境保全措置としての植栽以外の対策は検討しているのかというご質問があり、これについては、事業者側から、今回の審議会で説明するとのことでした。防風植栽による対策の効果について吉田委員から、風向についての、森本委員からは植樹の有無で風速の減少効果があるのかというご質問がございました。これらについては、会議当日に事業者側から説明がございましたが、本日の会議で補足説明を行うことになっております。

水質については、佐藤久委員から井水の使用用途、排水方法についてのご質問があり、事業者側からは、土工中にくみ上げた井水は創成川に排水し、供用後は下水へ接続するということです。また、飲用については上水を使用するというご説明がございました。

次のページに参りまして、地盤沈下でございます。

五十嵐委員から、地盤沈下に係る地下水位について、透水係数などの実測状況についてのご質問がございましたが、事業者からは、未実測データもあるということで、工事中の調査内容の詳細については、今後検討するという回答がございました。また、周辺ホテルなどの施設への影響の可能性もあるということで、文献調査だけではなく、実測による精度上昇の方向で検討してもらいたいというご意見がございました。これらについても、事業者からは本日の会議で報告するというご回答がございました。

次に、電波障害については、半澤委員から、影響に対する具体的な対策と回避措置の考え方について知りたいというご発言がありました。その場で事業者側からの回答はありませんでしたが、本日の資料の中に説明していただく内容が記載されております。

次に、日照障害については、半澤委員から、特に問題はないということでした。

次に、植物に関してですが、森本委員から、建物周知の植栽について、北側の日照条件が悪いことから、どのような樹種を想定しているのか、また、防風対策と関連して追加樹木の種類についてのご質問がございました。これらについては、本日の会議でご回答をいただけるということで、資料にも幾つかの樹種が記載されているところです。

次に、バードストライクの関係ですが、赤松委員から、バードストライクの発生頻度、関係している環境配慮の効果に係る事後調査等を予定していないのかというご発言がございまして、会議当日に事業者側からのご回答はございませんでした。そこで、資料に本日も説明いただく内容が記載されております。

次に、宮木委員から、動植物の評価の指標についてのご質問があり、事業者側からは、札幌市の条例の環境保全指針に基づくものだという回答がございましたが、植物では具体的な種類の明示が必要で、そうではないと評価において整合性が図られているという判断ができないという趣旨のご発言がございました。事業者側からは、現時点での案を示したいということでございました。

次に、景観については、吉田委員から、準備書の説明内容で特に問題なしというご意見でしたが、3カ所予定している辻広場は景観の要（かなめ）となる要素なので、具体的なものを今後に見ていきたいというご感想がございました。

次に、人と自然との触れ合い活動の場に関しては、赤松委員から、特に問題となる事項はなしということでございました。

次に、廃棄物については、東條委員から、評価内容については問題ないというご発言でしたが、混合廃棄物が発生した場合の再資源化率に関して、北海道の実態として中間処理施設が少ないため、埋め立てによる最終処分になってしまうのが現状であるので、この数値は目標と考えていいのかというご質問がございました。これに対して、事業者側からは、目標値として達成していきたいという回答がございました。

最後に、温室効果ガスについては、半澤委員から準備書の内容で特に支障なしということとでございました。

以上、資料1の前回のご意見、ご質問と事業者側とのやりとりについて、簡単にご説明いたしました。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは、事業者側から前回の回答の補足、あるいは、回答をいただいていた点につきまして説明していただきたいと思います。それに従って、質疑を行っていききたいと思います。

まず、村尾副会長から、工事中の二酸化窒素濃度についての準備書の内容あるいは文章の表現についてコメントがありましたけれども、何か補足はありますでしょうか。

○村尾副会長 今ご説明があったように、評価の内容、事後調査が必要ないという判断については問題ないと考えておりますが、皆さんと条例改正について議論してきた中で、準

備書の書きようをもう少し丁寧にできないものかということを考えてまいりました。

資料を用意していただいているかと思しますので、聞いてから意見を申し上げたいと思います。

○佐藤（哲）会長 それでは、お願いします。

○事業者（林・日建設計） それでは、事業者からご回答をさせていただきます。

追加の回答でございます。

大気汚染の大気質に伴って影響予測に当たりましては、建設機械からの汚染物質排出量は最大となる1年間を対象としてございます。また、年平均値から日平均値といたします。これはご指摘があった部分ですけれども、その変換式につきましては、今回の準備書の中では、札幌市内の大気汚染測定局全てを対象とした場合、自動車排出測定局のみを対象とした場合、事業実施区域に近い測定局のみを対象とした場合の3ケースについて検証しておりまして、予測の結果が最大となるケースを選定してございます。したがって、実際の工事中における大気汚染物濃度は予測値より低くなると考えられます。

そこで、本日ご用意しておりますA4判の資料2をごらんいただきたいと存じます。

一番ポイントになるのが1枚目の二酸化窒素のものでございます。左側の縦軸に日平均値、横軸に年平均値となっており、大気汚染の予測をするに当たって、年平均値で予測したものを日平均値に換算するのにどういった回帰式を使うのかを整理したものでございます。回帰式を求めるもとのデータについて、それぞれ①から④までやりました。一番上のところですが、今回の準備書の中で使っている変換式が①でございまして、札幌市内の自動車排出測定局の過去5年間のデータを用いて回帰式をつくり、変換式をつくりました。

その結果は、右側に書いてございますとおり、予測値としましては、 0.060 ppm で、これが準備書に記載しております予測結果でして、村尾副会長からご指摘いただいた 60 ppb で、環境基準ぎりぎりになっているところでございます。

ちなみに、このグラフの中に丸で示しているところが、この計画地に近接している場所になります。また、札幌市内の自排局は4カ所ございますが、それぞれのデータを入れました。これは、5地点の5年間のデータですから、サンプル数は25となります。ちなみに、相関係数は、グラフのRで示しておりますとおり、 0.799 となっております。このサンプルのとり方を幾つかやってみたのが②から④でございます。

②は、札幌市内の自排局に追加しまして、自動車を対象としているところではない一般環境測定局のデータをプロットしたものです。こちらのサンプル数は、11地点追加しました。これで5年間分を同じようにやっておりますが、1年分の欠測がございましたので、トータルとしては79のサンプル数となっています。こちらにつきましても、相関係数は 0.872 と準備書で使っているものより相関が若干高くなっている結果ですが、予測の結果は、右の欄に示しますとおり、 0.060 ppm で、現在、準備書に掲載しているものと同じ数字となっております。

③は、センター測定局と北1条測定局のものです。北1条測定局はまさに近いところで、

センター測定局は札幌市役所のところで、自排局と一般局でやったものでございます。

これは、2カ所でございますので、5年分でサンプル数は10しかありません。こちらの相関係数は0.787となり、これで計算してみますと、予測値は下がって0.058となっております。

さらに、自排局である北1条測定局だけとなりますと、1地点の5年分だけですので、5ポイントしかなく、相関係数も0.560となっております。こちらにつきましても、これで強引に計算してみた結果、0.060ppmとなりまして、今回、準備書で提示している数字と同じになっております。

ですから、幾つかのやり方でやってみました結果、一番高い、安全側の予測ということでは0.060ppmになっているところでございます。

ちなみに、現在、準備書の中で出しております自排局でなぜ予測したかということについてです。自動車排ガスを対象としているところが一番大きいポイントでございます。特に、今回予測しておりますのは工事用車両、供用後の車両、建設機械です。建設機械は車と同じように内燃機関を燃やして二酸化窒素を発生させるものでございますので、自排局のデータでやるのが合理的で、妥当ではないかという判断で、一番上のものを採用しました。そして、結果を検証してみますと、安全側の最大の値になりました。その説明が先ほど申し上げた追加の回答の1ポイント目となっております。

この資料では、浮遊粒子状物質も同じような検証をしておりますので、後ろにつけてございます。また、測定局の場所につきましても、最後の図1-2-1で示しております。

それでは、資料1に戻させていただきます。

2ポイント目の最大着地濃度地点は、南側敷地境界付近の歩道上となっております、このあたりは、人が居住している場所ではありません。人が居住している場所につきましては、事業実施区域から距離が離れており、大気汚染物質濃度はここよりも低くなるのが想定されますので、いずれにいたしましても、影響は少ないのではないかと考えているところでございます。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

村尾副会長からご意見をお願いいたします。

○村尾副会長 大体は結構だと思うのですが、準備書の9-1の1-24になります。

ご説明をいただいたもので気になるのは、⑦の事後調査でございます。今ご説明があったように、⑦の事後調査の最大着地点が歩道上であり、人が住んでいるところはもっと低いだろうとか、濃度が高くなるのはこういうことだという説明が2行目から最後から2行目までありますね。この内容は、⑤の評価の後にあればもう少しわかりやすいのではないかと、という点が一つです。

それから、1行目の予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測結果に十分に信頼性があると考えますとありますね。これはよく使われる言い方ですが、今ご説明が

あったように、事業者の責任ではなく、使えるデータが非常に少ないのです。こういった最小二乗法を使う場合に、今見ていただいたとおり、横軸の0.033のところの回帰直線の値を予測値として使うことになります。したがって、現状にあるデータから外挿する場所で予測値をつくることにどうしてもなってしまいますのです。これは、まち中の事業ですのでいたし方ないところではあるのですけれども、真面目な話をすると、回帰分析では両端の標準誤差が非常に大きくなります。そういう意味では、1シグマの標準誤差をこれに加えてしまうと環境基準をオーバーしてしまうのです。

したがって、1行目では、科学的知見に基づくものであって、過去の環境アセスメントで十分に実績がある手法であるというところまでは結構ですが、予測結果に十分に信頼性があると言われると、それはどうかというふうに思ってしまうのです。使えるデータに限りがあるので、「十分に」というのは言い過ぎではないかということです。

二つ目は、事後調査を行う必要がないというのは私も同意いたします。事後において、期間を限って98%タイル値を満たしているか、満たしていないかという調査はできっこありませんし、それをやろうとすると、年間の調査をしなければいけなくて、そこまでお金をかける必要があるとは私も思いません。ですから、おっしゃっているとおりの内容で、恐らくは60を超えることはないであろうと私も判断しております。

したがって、事後調査を必要としない理由は、簡単に言うと、北1条局、つまり、常時監視局がそばにあるので、事後調査はしないということによろしいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長 今、表現のを中心にお話しいただきましたけれども、いかがでしょうか。

○事業者（林・日建設計） 村尾副会長のご指摘は十分に理解できるところでございます。評価書の作成に当たって表現の修正に対応していきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○佐藤（哲）会長 それでは、よろしくお願いいたします。

次に移らせていただきまして、風害です。

前回、たくさんの委員からいろいろなご意見がありました。一つは、樹木の種類の問題、また、樹木以外に保全措置があるのかなどです。これにつきましては、資料に幾つか載っておりますので、順番に説明していただけますでしょうか。

○事業者（林・日建設計） まず最初に、半澤委員からのご指摘でございまして、環境保全措置の植栽以外でございまして、前提といたしまして、準備書で掲載しております風洞実験による予測結果から、現時点では追加の対策は必要ないと考えております。ただ、ここは事後調査を行う計画としておりますので、供用後の事後調査におきまして、予測結果を大きく上回る影響が確認された場合は、歩行者、来場者の安全の観点からも対策はとらなければならないという認識を事業者側でもしております。ですから、そういった場合には、適切な位置に防風植栽を追加したり、植栽で対応できないところには防風フェンス等の工

作物をつくります。これには網目状のものやガラスの透過性のものなどで、光は通すけれども、風は通さないようなものです。これらの工作物の設置を行うことにしております。

これは、事後調査でやるのは1地点を考えておりますけれども、それを大幅に上回る場合には、実際にどの辺に被害が出るかもあわせて把握し、必要な場所にということが適切な位置にという言葉の意味でございます。

続けて、追加の回答の2番目の吉田委員から具体的な樹種、配種ということでございます。こちらは、後ほどの植物のところでご説明させていただきます。実際の防風植栽をどういう形にするかにつきましては、事後調査の中でご報告する予定にしております。

次に、半澤委員からの樹木とはどのようなものか、具体的な樹種、葉張りについてでございます。追加の回答の1番目ですが、風洞実験では、環境保全のための措置として考慮した防風植栽の位置等につきましては、準備書の9-1. 4-24ページの図9-1. 4-14で防風植栽として7メートルから8メートルのものを6本でやっています。きょうの補足資料のうちの資料3でございますが、こちらに風洞実験の模型の状況を掲載させていただいております。一番上の写真が計画地の南東から南西の角を見たところでございます。防風植栽6本目が画面の右下に出ておりますが、これが防風植栽でして、風洞実験でこの効果を確認できました。

上から見た写真が下の真ん中のものでございます。このように6本を植えて、防風効果が期待できたという結果を得ております。

資料1に戻りまして、2番目の防風植栽の樹種でございます。こちらにつきましては、実施設計がまだですので、具体的には決め切っていないところでございますけれども、現時点での樹種としましては、防風植栽としての機能に常緑であるということが前提となります。また、札幌の気候、景観性等を考慮しまして、ブンゲンストウヒ等のトウヒ類を想定しているところでございます。

模型の風洞実験におきましても7メートルから8メートルという樹高でしたので、それと同じ高さ、葉張りは3メートル程度のものを想定しております。これは、今後、実施設計を詰めていく段階で具体的に決まってくるものでございますので、先ほど申し上げたとおり、事後調査の報告書の中で報告させていただきたいと考えております。

○佐藤（哲）会長　ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対して、何かご意見等があればお願いいたします。

○半澤委員　最初のそれ以外の対策のところについては、今ご説明があった内容で結構かと思います。いずれにしても、事後に何があるかは予測がつかない状況かと思うので、そこで適切な判断をしていただくという表現があれば、それで十分かと思っております。

続いて、樹種のお話です。これも全体とのバランスにより実験の精度の範囲内で相似の形を考えていただいているということですし、その範囲内においては妥当な回答であろうと私は思っております。

○吉田委員　防風植栽の配植や樹種の選定についてはこれからの課題ということですが、

この内容でよろしいのではないかと思います。特に、トウヒは防風効果があるのでいいと思います。ただ、1点だけ気になることがあり、植物の専門家もおりますが、松の類いは先がとんがっているのです。モミだと先が二つに分かれていて柔らかいですが。私はこれまで、このためブンゲストウヒを人が歩くようなところには余り植えなかったのです。というのは、小さな子どもや歩行者の目に直接当たるとか、自転車が歩道を走るかどうかはわかりませんが、葉に触れると痛い思いをします。そういう心配もあります。

樹高が7メートルから8メートルということは、下枝までの距離は大分とれていると思うのですけれども、もしもこれで採用する場合は、納入する樹種の形状として、下枝が低いのは危険ではないかと思いました。

これは、意見ではなく、気になったことです。

○事業者（林・日建設計） 吉田委員がおっしゃるとおりだと思います。特に、今回植栽する場合は、都市計画上でも歩行者空間を整備するというお題目がございますので、それにも配慮し、なおかつ防風効果も上げなければいけないということからいたしますと、人間が通る部分については下枝を切るなどの管理を通常からしっかりやっていくことを考えております。

○佐藤（哲）会長 よろしく願いいたします。

今の風害について、そのほかの方からご意見はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、次に進めさせていただきます。

次は、水質です。

前回、佐藤久委員から井水の使用状況に関する質問がありましたが、これについては前回にご回答をいただきました。きょうは、佐藤久委員が欠席ですので、山本委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

○山本委員 この点に関しては問題がないと思います。

○佐藤（哲）会長 水質に関して、そのほかに特にありませんか。

○山本委員 前回、休んでしまいましたので、意見を述べそびれてしまいましたが、水質について、地下水を沈殿した後に排出するところがあったかと思います。沈殿して、河川に放流する水質は問題ないと思うのですが、沈殿したものにヒ素が残るのではないかと思うのです。このあたりのことには何も触れられていませんでしたので、処理をどうされるかが気になりました。

○事業者（菊池・UR都市機構） 沈砂層に残った沈殿物につきましては、その性状やどういったものが含まれているかに配慮して、必要があれば産業廃棄物として処理することを考えております。この点も、評価書に書き加えたほうがよろしいでしょうか。

○山本委員 9－1. 5－16の④のところです。

確かにおっしゃるとおり、産業廃棄物できちんと処理される予定でしたら、書かれたほうがよろしいのではないかと思います。そのほかについては問題ないかと思います。

○佐藤（哲）会長　そういうことで、よろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。

地盤沈下です。

前回は保留になっていた回答があったかと思imasuので、まずはこれについてご説明をお願いいたします。

○事業者（林・日建設計）　五十嵐委員からのご指摘でございます。

追加の回答といたしまして、最初に工事中のお話をしてございます。ご指摘は両方あったのですけれども、まずは工事中からとしております。

工事中には、盤ぶくれ防止のためにディープウェルを設置して、そこから水をくみ出すことにしておりますけれども、ディープウェル及び地下水の観測井戸を設置し、揚水試験を実施いたしまして、透水係数及び貯留係数を測定することを現在考えております。

前回の審議会において、事前のお話の指摘がありまして、すぐにご回答できなかったのですけれども、それが次の追加の回答でございまして、これは準備書の中に示しているところを説明してございます。透水係数につきましては、事前の計画地内で実施しましたボーリング調査における現場透水試験結果でございます。これをもとに、10のマイナス3乗から10のマイナス4乗メートル／セコンドと設定してございます。それが記載しておりますのは、ここにございますとおり、9－1．6－10から11ページのところで、現場透水試験結果で表を示してございます。

この資料のところでは、A g 層とD g 1 層で、いずれも砂礫でございしますが、その透水試験結果をここに引っ張ってきております。いずれも10のマイナス3乗から10のマイナス4乗というオーダーの透水係数となっております。この透水係数を用いまして、簡易的な数式により、地下水位の変動について予測を行ったのが準備書の構成になっております。

○佐藤（哲）会長　五十嵐委員からお願いいたします。

○五十嵐委員　これでいいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長　水もかかわっていますけれども、山本委員からはいかがでしょうか。

○山本委員　私からは特に意見はございません。

○佐藤（哲）会長　ありがとうございました。

次に進みまして、電波障害です。

これについては、前回に半澤委員から具体的な対策、あるいは回避措置についての質問がありましたので、事業者から回答をお願いいたします。

○事業者（林・日建設計）　前回、具体的な対策についてはお答えできなかったものですから、その後、検討いたしまして、ここに具体的な対策の中身を示しております。四つ挙げておりますが、影響の度合いに応じて適切なものを実施するという方針にしてございます。

まず、1 番目は、アンテナ調整による対策です。これは、手稲山からの電波到来方向に

対してアンテナの向きを調整することにより、より強い電界強度及び品質が確保できるようにする方法でございます。若干でも動かして電波を受けられるようになりますと、それで十分な対策になるケースもございます。

2番目は、高性能アンテナによる対策です。より良質な電波が確保できるよう、高性能のアンテナに変更する方法で、例えば指向性のものです。電波を受ける方向を幅広ではなく、ある程度絞ったものにする事によって、より受けやすくなる形のものにするなど、アンテナそのものを高性能なものに転換するという対策でございます。

3番目は、増幅器であるブースターを追加、変更するということです。こちらは、どちらかというと、アンテナで受けたものを受信機に持ってきますが、そこに近いところの増幅器を追加または変更することです。つまり、受けやすいものにブースターにするということでございます。その変更によって、より強い電界強度及び品質が確保できるようにする方法でございます。

4番目は、アンテナ設置位置の変更による対策です。これは、以上のアンテナや増幅器等の機械側での対策ができない場合に、アンテナの設置位置及び高さを変更することにより、より強い電界強度及び品質が確保できるようにする方法です。準備書の中に予測範囲の図面を示してございます。そこにアンテナが入っておりますと、影響を受けることになりますので、そこから外したところにアンテナを持っていき、電波を受けるようにします。しかし、高さの問題がございます。電波は山の上からまちのほうにおりてきますので、アンテナを高くすることによって電波を受けられることになります。ですから、設置位置を変更することによって最終的には電波が受けられるようになるという対策です。

こういった順番での対策を想定しております。先ほど申し上げたように、影響を受けた度合い、状況、位置関係に応じて、この中から最も適切なもので対応していき、これによって影響はほぼなくすることができるだろうという見通しを持ったところでございます。

○佐藤（哲）会長 半澤委員からいかがでしょうか。

○半澤委員 十分な回答だと思います。これだけ選択肢を用意していただいているので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤（哲）会長 次は、植物です。

森本委員はきょうは欠席ですけれども、前回、風害対策も含め、日照条件に合った樹木種について、あるいは、追加予定の植物種についての質問がありました。また、宮木委員からは、植物の評価の手法について、具体的な樹種が示されないと評価できないというご意見がありました。

これについての説明をお願いいたします。

○事業者（林・日建設計） 先ほど、風害についての吉田委員のご質問でも植物についてございましたので、ここでまとめて追加の回答を掲載してございます。

前回の宮木委員へのご回答と状況は同じでございます。先ほども申し上げたとおり、現時点では具体的なところまでは詰まっております。とはいえ、今の時点でどこまででき

ているかをご報告させていただきたいと思い、まとめてまいりました。

現段階では、4辺が大きな通りに囲まれておりますので、それぞれの通りの位置づけ、性格、樹種の多様性について、準備書の中でも多様性を確保するという文面がございます。それらを考慮いたしまして、現在の段階では、以下に述べるような方針、考え方を検討しているところでございます。

まず、南側の沿道空間です。こちらは、創成川からまちの中に緑を引き込みまして、屋内広場と一体的な明るく、開放感のある緑の景観をつくることを目指すということで、具体的な樹種としては幾つかあるのですけれども、例えば、ギンヨウカエデ等を検討しているところでございます。

それから、創成川沿いの東側でございます。こちらは、創成川公園の緑と連携した緑豊かな沿道空間の形成を目指す方針にしております。現時点で想定している具体的な樹種といたしましては、カツラ、シナノキ、ライラック等を検討しているところでございます。

そして、北側の沿道空間でございます。こちらは、前回、森本委員から、日照条件がかなり厳しいというご指摘もございました。まさにそのとおりでございまして、低木の地被類を中心のヒューマンスケールの空間づくりを目指す方針にしております。高木の具体的な樹種としましては、北西側の角などの景観的に効果的かつ日照がある程度望める場所につきましては、エゾヤマザクラ等を検討しているところでございます。

最後に、西側の沿道空間でございます。こちらは、歩行者中心の見通しのよい開放的な空間づくりを目指す方針にございまして、具体的な樹種といたしましては、先ほど防風植栽でお示ししたブンゲストウヒなどのトウヒ類を想定しております。

○佐藤（哲）会長 きょうは、森本委員が欠席しておりますけれども、森本委員にあらかじめ説明していただいておりますか。

○事業者（林・日建設計） していません。

○佐藤（哲）会長 それでは、事務局と相談し、このことについて説明していただき、コメントをいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、宮木委員、いかがですか。

○宮木委員 準備書の2－24ページに、植物の自然環境についての事業内容があり、市街地の小緑地があります。配慮方針については、植栽には多様な種の導入を検討するとあり、多様な動物の生息環境を保全する、地域を特徴づける生態系を保全すると三つ挙げられております。

この表現を少し変えたほうがいいのではないかと思います。いろいろあれば何でもいいというわけではなく、内容も今おっしゃったような具体的な内容にされたほうがいいかと思います。動物も、どんなものでもいいわけではなく、都会にやってくる小鳥が中心だと思えるのですけれども、そういうものが具体的にわかるような内容を検討していただければと思うのです。

もう一つは、地域を特徴づける生態系を保全することを目標にしておられますが、札幌市の環境保全指針に基づいて、8-27にあります生態系に関する目標として地域を特徴づける生態系を保全すると立てておられるのですが、もしそうであれば、地域を特徴づけるという点が二つあると思うのです。北海道という地域を特徴づける自然、また、都会、市街地の環境に適したような自然という二つです。それとの整合性を図るような自然は、先ほど吉田委員からありましたが、ブンゲンストウヒなど、外来種ではなく、地域を特徴づけるとすれば、アカエゾマツやモミがよければトドマツがありますね。そういう生態系を特徴づけるような配慮として整合性を図るのなら、そういう方向で樹種の選定などをされたほうがいいと思うのです。必ずしも在来種ばかりではなく、札幌の歴史もありますから、ふさわしいものでまとめられればいいと思います。

ですから、樹種の検討の中では、ギンヨウカエデやブンゲンストウヒでは整合性が図られていないのではないかという気がします。

○事業者（林・日建設計） ご指摘をありがとうございます。

まさに宮木委員に整理していただいたように、地域を特徴づけるものはおっしゃった二つでございます。北海道と札幌の自然に適合しているかどうか、そして、今回立地する都心地域でして、それとどういうふうに整合させていくかはまさにおっしゃるとおりで、外構計画の中で詰めていくものでございます。

ご指摘をいただきました外来種のみではなく、在来種も含めてやるべきではないかということにつきましては、先ほども申し上げたとおり、具体的な樹種が決まっている段階ではございませんので、きょうのご指摘やアセス手続の結果を踏まえまして、設計で詰めていきたいと考えております。

○佐藤（哲）会長 それでは、実施設計の中できちんと考えていただくように、よろしくお願いいたします。

西川委員、いかがですか。

○西川委員 先ほどの議論で大体わかりましたが、私もひっかかったのは、自然環境の目標や配慮指針で、こういう場所でこれを掲げることが果たしてよいのかということです。せつかなので、北海道を代表する樹種、在来種をなるべく使えるところは使えばいいのです。しかし、無理なものもあるかもしれません。ここは都会の真ん中だということを意識された目標が立てられるべきです。しかし、今までのような外来種だけでいいのかというと、そうではなく、在来のをなるべく取り入れるような折衷案ですね。都会にふさわしい自然を意識されるといいのではないかと思います。

また、質問です。

北側沿道空間のヒューマンスケールな空間づくりは、具体的にはどのようなことをイメージすればよろしいのでしょうか。

○事業者（林・日建設計） 申しわけございません。ここですぐに答えられるような準備をしてきておりません。

○西川委員 低木や地被類中心ということですし、北側なので、フッキソウなど、カバーするようなものを植えて、ベンチがあり、そこで人がお話しできるようなイメージだと読んでおりましたが、具体的にはどんな感じになるのかということです。

○事業者（菊池・UR都市機構） ベンチについては確定的なことではありませんが、ポイントで置くことになるかもしれません。それから、ヒューマンスケールとは、まさにおっしゃったように、基本的には低木や地被類中心を指しているのご理解いただければと思います。

○赤松委員 ヒューマンスケールという言葉は、ごくごく普通に使われている言葉なのでしょうか。

○事業者（菊池・UR都市機構） そうですね。設計などのコンセプトを語るときには割とよく使う言葉だと思います。

○西川委員 わかりづらいので、もうちょっとわかりやすい言葉のほうがいいと思います。人目線とか建物中心ではないという意味かと思いますが、もう少しわかりやすくしていただければと思います。

○事業者（林・日建設計） 例えば、建築ですと、大空間を構築するようなところで人間は余りにも過小な存在になってしまいます。しかし、そういうことではなく、ここの外構空間は、歩行者と建築物が一体となって触れ合えるような場面なのだというところだということだという気持ちの言葉でございます。ですから、具体的な意味合いとしてこれということがあるわけではなく、学術用語ではないということをご理解いただければありがたいと存じます。

それから、宮木委員と西川委員からご指摘をいただきましたけれども、2-24ページは、前回も申し上げたところです。札幌市で決めている環境配慮指針がございまして、その中から、今回の立地の事業において、どれが使えるのかということで抽出してきたものがこれだったという結果でございます。今回の創世1.1.1区（さんく）の事業でこれを目指すということでつくり上げた方針ではなく、札幌市の環境配慮指針から該当しそうなものを選んできたという経緯でございます。

ただ、やはり、こういう都会の建築物の建設事業に合致するような言葉には確かになっていないという気が私どももしております。

○宮木委員 それで、何らかの訂正をされるということですか。

○事業者（林・日建設計） ただ、これは札幌市の環境配慮指針から持ってきておりますので、これはこれとして、これを受けて具体的にどうするかはきょうのご指摘を踏まえて変えていきたいと考えております。

○宮木委員 配慮指針の方針としてここに掲げるということは、これに基づいて動くということですが、これではそぐわないと思うのです。建設にそぐうような文章にしないとまずいのではないかと思います。

○事業者（菊池・UR都市機構） この件につきましては、環境局とご相談させていただき、計画の実態に合うように記述したほうがよろしいということであれば、評価書で記述

を改めたいと思います。逆に、配慮指針からピックアップしたものを残したほうがよろしいということであれば、このまま行かせていただきたいと思います。ですから、これは、評価書のときにまたご報告させていただければと思います。

○佐藤（哲）会長 今のご回答ですけれども、いかがでしょうか。

○宮木委員 検討していただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 評価書作成の時点でどうなるかがわかるということですか。その前にこういう方針で行きたいということはありませんか。

○事業者（菊池・UR都市機構） 図書としては、評価書のときになりますが、結論については、次回の審議会のときにご報告できるかと思います。

○佐藤（哲）会長 よろしくをお願いします。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は、動物で、バードストライクの問題です。

前回、赤松委員から質問がありましたもので、これに対する回答を事務局からよろしくお願いいたします。

○事業者（林・日建設計） バードストライクについてです。準備書作成段階の前回にご指摘をいただいた後に過去の事例をいろいろと調べました。やはり、赤松委員のご指摘のように、バードストライクの発生する頻度や対策として、こういうことをやって、これだけ回避できたという対策で具体的な効果を示しているものは、残念ながらございませんでした。それらをアセスの中で予測することは困難であると考えております。準備書のときにもそうでしたし、その後に調べてみても、困難ではないかという考えに至っております。

準備書作成段階でも予測対象とはしておりませんでしたので、事後調査を行う計画はありませんとしました。

ただ、供用後、日常的なビル管理を目的として、衝突死した鳥や衝突痕などを確認した場合は、確認日時、場所、個体の数などを記録していきたいと考えております。

○佐藤（哲）会長 では、赤松委員、お願いします。

○赤松委員 ご検討をいただき、どうもありがとうございました。

おっしゃるとおりかと思います。私も、事後調査までは難しいだろうと思っていました。どのくらい起こるか全くわかりませんし、全く起らないかもしれないと思います。ですから、こういうふうに記録しておいていただければ、頻度が多かったり、市民から何かあったというときの対応策がとりやすいと思いますので、これで十分かと考えます。

○佐藤（哲）会長 きょうは、早矢仕委員も出席されておりますので、ご意見をお願いします。

○早矢仕委員 前回欠席しておりましたので、この機会に少し申し上げたいと思います。

バードストライクに関しての予測が困難だということはそのとおりですし、事後調査の計画がないのも結構かと思います。そして、先ほどから既にいろいろとお話が出ておりますけれども、都市の真ん中ということで、立地や事業内容と札幌市の環境配慮指針との兼

ね合いの話が出ておりますね。しかし、植栽もそうですけれども、ここで緑を途絶えさせないように、大通や公園からネットワークをきちんとすることを考えれば考えるほど、バードストライクの危険性は高まるばかりで、避けようがないのです。都心部の中心に高層の建築物が建ち、ましてや、そこに美しい緑もつくろうとして植栽したら、鳥に当たれと言っているようなもので、それは避けられないと思います。

細かいことは準備書にも書かれておられるとおり、何とか避けることしかなく、植栽する場合には、できるだけビルに木の影が映り込まないようにしていただくぐらいしかないので。立地や事業内容のところに書かれているものは、あくまでも札幌市の配慮方針であって、必ずしも今回の事業にそのまま当てはまるわけではないとおっしゃっておりますのでいいと思います。しかし、ここで動物の生息環境や生態系を保全しようとするほど、鳥類にとっては悲惨な結果になると思います。ですから、余りにも緑豊かな空間にはしないようにしていただきたいと思いました。

○佐藤（哲）会長 よろしく願いいたします。

○事業者（菊池・UR都市機構） まさにご指摘のとおりだと思います。

ここで言っている緑豊かというのは、あくまでも市街地であり、都市計画でも緑化の基準がございますので、そういう尺度で見たときの緑豊かという意味合いだとご理解をいただければいいと思います。後背地のようなところでの言葉の使い方とは違う意味合いとさせていただいておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○早矢仕委員 ありがとうございます。

先ほどから、バードストライクについて出ていますけれども、樹木の配置等によっては必ずしもビル自身へのバードストライクだけではなく、創成川との行き来をやたらとさせてしまいますと、周りの道路での交通事故をふやす結果にもなるのです。ですから、例えば、創成川通との間に大変おいしい実をつけるような樹木を並べたり、ナナカマドで固めることなどをすればするほど、交通事故もふやしてしまいます。ビル自身だけではなく、周辺のいろいろなものへのバードストライクも考えて植樹等にお気遣いいただければと思います。

○事業者（林・日建設計） 先ほどの樹種のご指摘と同じく、今のご指摘も十分に踏まえまして、今後の設計を検討していきたいと考えております。

○佐藤（哲）会長 それでは、そのようによろしく願いいたします。

次は、景観についてです。

前回に吉田委員から辻広場が景観の核になるというご意見がありましたけれども、これに対する事業者の考えを説明していただきたいと思います。

○事業者（林・日建設計） 追加の回答ということで、画面を準備しております。

現段階では、ご指摘いただいた各辻広場それぞれを次のように目標や規模を考えているところでございます。

こちらが広場1号と呼ばれている北西角です。こちらは北西側から見たイメージパース

でございます。こちらの整備目標としましては、全体的に札幌市は格子状に区画割りされて整然としている都市空間であり、目にとまりやすい辻空間の特徴づけを行うことによって、まち並みにアクセントを与える方針にしております。それから、オフィスエントランスとして風格のある辻空間を創出することにしてございます。

画面の右に伸びていくほうです。ガイドの図面がございましたけれども、そこから南側に向かっていくあたりにオフィスのエントランスがございましたので、それをパースで見えています。車が入っているところがございますが、そこをオフィスのエントランスとして考えております。規模としましては、およそ250平方メートルを計画してございます。

次に、広場2号です。これは、ガイドの図面にございますとおり、南東角でございます。横の創成川公園と呼応するゆとりある辻空間を創出するという方針です。そして、創成川公園を訪れる人々が四季を通じて休憩、滞留できる開かれた辻空間を創出するというコンセプトにしてございます。規模としましては、先ほどとほぼ同程度で約260平方メートルを想定してございます。

最後に、広場3号です。南西角でございます。整備目標といたしましては、施設のメンゲートとして風格のある辻空間を創出するコンセプトにしてございます。規模といたしましては、若干大き目の290平方メートルを想定してございます。絵の中でも歩行者がかなり多く描かれていると思いますけれども、地下空間とこの街区が地下歩道と接続される計画となっておりますので、それも意識した人々が集まれるように計画しているところでございます。

○佐藤（哲）会長　いかがですか。

○吉田委員　これから建築のデザインや外構をもう少しつくっていくと思うのですが、イメージはよろしいのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長　どうもありがとうございました。

これで全ての項目について一通り終わったわけですが、全体を通してご意見ありましたらお願いしたいと思います。

○赤松委員　専門外のことなので、質問になります。

日照が気になっております。特に、冬などは日影では雪が大変解けにくくなり、歩く人にとっては大変危険な状況をビルの北側や西側で札幌市内ではよく見るのです。これから新しく施設をつくれるのであれば、建物の周りにヒーティングが入るような対策をするかもしれませんけれども、事業地外で日照の影響を受けるようなところについて、大通に行く人が南北に走る道を歩くこともあるでしょうし、北側も歩くかと思うのです。そういった点について、特に検討や調査をする必要はないものなのかと思いました。一般市民目線で気になったので、お尋ねしたいと思います。

○事業者（菊池・UR都市機構）　まず、この計画地の外周につきましては、歩道を含めてロードヒーティングを入れる計画としております。事業地外につきましては、札幌市の道路の歩道にロードヒーティングを入れることになるのですが、道路の内側の宅地の人は

認められるかと思うのですが、そうではない者が入れることは制度として想定されていないかと思っております。実際には、計画地と反対側の北2条通について、ロードヒーティングが入っていたかどうかの調査をしておりませんので、検討させていただければと思います。ただ、制度的に難しいのではないかと現時点では考えております。

○赤松委員 この建物ができたことで、この周りでつるつる路面になることが起こるとしたら心配だと思います。

○都市計画決定権者（齋藤都市局事業推進担当部長） 基本的に、道路管理者で除雪などの対応をしていく中で、つるつるしているところにはペットボトルで砂をまくような応急処置で対応することになるかと思っております。今説明もありましたけれども、地先の権利を持っていない者が反対側までロードヒーティングを入れるのは条件として厳しいかと思っております。ですから、通常の道路管理、除雪の中でやっていくことが現実的かと思っております。

○佐藤（哲）会長 実際には大変重要な問題かと思っておりますが、この中でやるのは難しいということですね。それでは、そのようなことでよろしくをお願いします。

○遠井委員 きょう、皆さんのお話をいろいろお伺いしていて、ご専門家から多角的な意見がいろいろと出るのは非常に貴重だと思っておりましたが、方法書に対する市民からの意見が余り出ていないことが気になります。恐らく、関心は非常に高いはずです。前回からずっと議論されていまして改正条例が適用されないので、要約版もなければ電子縦覧もないわけです。これだけ大部のものをどうやって縦覧したり、市民の方に説明するのが気になります。

というのは、意見が十分に出ていないということは、方法書段階で十分に周知されていなかったり、理解ができない、あるいは、関心を引かないようなものであったのではないかと思います。準備書に関して、これだけのものが事務所に置いてありますと言ったところで、一般の方がこれを見て、今のようないろいろな観点を理解したり、自分の意見を言うことは難しいと思いますので、どういう工夫をされるのかをお伺いできればと思います。

○事業者（菊池・UR都市機構） この地区の環境アセスメントというか、準備書につきましては、市条例で要約書の作成が義務づけられており、縦覧のときには分厚い本冊と一緒に要約書も置いております。それから、札幌市都市局のホームページから準備書の要約書を見られるようにいたしました。

○佐藤（哲）会長 今後、新しい制度の中で改善されていくと思いますけれども、これについてはそういうことですね。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 特にないようでしたら、今回の準備書に対しての環境保全の見地からの意見が寄せられておりますので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 委員の皆様のところにお配りしている資料番号がついていないものについてご説明いたします。

準備書に対する環境保全の見地からの意見募集は、条例で市長が行う手続になっており、今回の創世1.1.1区（さんく）の準備書につきましては、7月3日から8月15日の期間で行っております。提出方法については、郵送、ファクス、また、規定にはございませんけれども、電子メールによる募集も受け付けております。それにより、お1方から、法人格のあるところから来ましたが、大きく六つの項目に分類した内容で意見が提出されております。

これは、条例の手続に基づきまして、都市計画決定権者へ渡しまして、見解を作成してもらいます。昨日、5日付で市長に提出された見解がこの資料の右側につけられております。先ほども資料確認のところでお話ししましたが、この見解については、まだ告示・縦覧前で、一般の方には告示・縦覧後となります。ただ、審議の中で必要かと思いますので、事務局の判断で委員の皆様にご提示させていただいております。告示の予定は、後ほどもご説明するかと思いますが、来週中に行う予定でございます。

今回、事務局からは、この資料の市民意見の内容についてご説明させていただき、その見解については、本日、事業者側から回答の概要について説明していただけることになっております。

それでは、左側に書いております市民意見について、原文のまま読み上げさせていただきます。

①大気質・騒音・振動・工事車両。

- ・法で定める基準を遵守する他に、北側に近接する〇〇ビル（ホテル）の利用者への影響がないよう、実施すること。特に夜間の騒音・振動が伴う工事は控えること。

②水質。

- ・〇〇ビルでは井水を使用しており、工事に伴う水質への影響が無いよう、詳細調査を実施し、説明するとともに水の濁りを防ぐ対策を十分に行うこと。
- ・〇〇ビルが利用する井水及び温泉水に影響が出ることが想定される場合は、事業者側の責任により、〇〇ビルへ上水による供給を行うこと。

③電波障害。

- ・〇〇ビルでは地上波、衛星放送の他にも、通信各社のアンテナ設備、携帯電話アンテナ設備が設置されており、ホテルのワイヤレス通信設備やテナント独自で通信基地を含めて、事業者側の責任において全ての電波障害対策を行うこと。

④日照障害。

- ・日影の影響について、冬至・春秋分・夏至における壁面日影図等を提示し、〇〇ビル東西南面への影響を立体的に説明すること。

⑤景観・人と自然の触れ合い活動の場。

- ・計画建物（外壁面）が北二条通（官民境界）に極めて接近しており、改めて圧迫感の緩和と環境に配慮する為、外壁面を南側にセットバックし、空地を設け緑地帯等を設置すること。

- ・〇〇ビルでは北二条通境界より外壁面まで約18m北側へセットバックしており、計画建物も相応の隔離をとること。
- ・〇〇ビルでは、14F、15Fに温浴施設があり、プライバシー保護の対策を行うこと。また、12～13Fは宴会場、16F～22Fは客室となっており、同様にプライバシー保護の対策を行うこと。
- ・〇〇ビルからの眺望・プライバシーの影響について、立面図・断面図等を利用し、計画建物との関係を図示し、説明すること。

⑥その他 生活環境。

- ・計画建物北西に駐輪施設が計画されているが、現在においても周辺歩道に自転車が放置されており、計画駐輪施設における対策と、放置自転車への対策を具体的に提示すること。

以上、大きく6項目でございます。

○佐藤（哲）会長 それでは、見解について、事業者側から説明をお願いいたします。

○都市計画決定権者（齋藤都市局事業推進担当部長） 都市局の齋藤です。よろしくお願いいたします。

まず、大気質・騒音・振動・工事車両についてです。

これについては、方法書に対する意見の募集の際にも同様の意見が提出されております。

見解としては、大気質、騒音、振動については、予測評価の結果、いずれの項目も本事業の実施による影響の程度は小さいと判断されます。また、工事工程は、事業者のほうで施工者を決定次第、内容を詰めてまいります。原則として、夜間は騒音、振動が伴う工事はいりません。さらに、工事中は仮囲いを設置するとともに、必要に応じ防音パネルの設置を行います。このほか、一層の影響の低減を図るため、最新の排出ガス対策型・低騒音型の建設機械の使用、アイドリングストップの励行、工事工程の平準化、規制速度の遵守などの環境保全のための措置を講じます。

続いて、水質についてです。

これについては、方法書の際の意見に加え、井水及び温泉水に影響が想定される場合には、上水による供給を行うことという意見が出されております。

見解としては、まず、事業実施区域内の地下水の水質とボーリング調査による地盤等の調査結果について、準備書に記載しているページを示しております。工事中の地下水の水質への影響については、掘削工事で施工する山どめ壁に剛性が高く、遮水性の高いソイルセメント柱列壁、いわゆるSMWを使用した工法を採用し、SMWの根入れを遮水性の高い粘性土層を貫通し、礫質土層の深さまで行うことで山どめ壁内外の遮水性を確保することから、周辺地域の地下水位の低下や地下水の水質に与える影響はないものと判断されます。

また、利用されている井水及び温泉水への影響については、今後、事業者が工事を進めていく中で個別に協議することとします。

続いて、電波障害についてです。

これについても、同様の意見が方法書の際にも提出されております。

見解としては、まず、準備書に記載したテレビ電波受信障害の予測結果について示しております。また、近隣ビルへの直接の影響については、計画建築物と近接ビルとの位置関係や高さ関係から影響の有無を判断できますので、事業者が個別に協議することとします。

なお、事業の実施によりテレビ電波に受信障害が生じた場合には、アンテナの高さや位置等の変更のほか、適切な対策を講じることにより、電波受信障害を解消します。さらに、携帯電話なので、電波につきましては、予測が困難なため、障害が生じた場合には、事業者には状況をお知らせいただき、携帯電話会社等に問い合わせるなどのお手伝いを行うこととします。

続いて、日照障害についてです。

これについては、今回初めて出された内容となりますが、意見にあるとおり、壁面日影図を作成した上で事業者から個別に説明することとします。

続いて、景観・人と自然の触れ合いの活動の場についてです。

方法書の際の意見に加え、眺望やプライバシー保護の点でより具体的な意見が出されております。

見解としては、建物外周部には、幅約4メートルの空地を設けるとともに、緑化を行い、圧迫感の緩和及び快適な歩行空間の形成に努め、計画建築物の外壁は周辺のまち並みと調和するデザインや色彩とし、圧迫感の緩和に努めます。また、近接ビルからの眺望、プライバシーの影響につきましては、計画建築物との位置関係がわかる立面図、断面図などを作成した上で、事業者が個別に協議することとします。

最後に、その他 生活環境の項目として出された駐輪施設についてです。

これについては、今回初めて出された内容となります。

見解としては、当事業により整備される建物において必要と見込まれる駐輪台数約300台分については、ビル共用の駐輪場として整備し、さらに、現況の放置自転車対策として、公共駐輪場約500台分を整備することとします。

以上で、見解書に関する説明を終わります。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して、ご質問やご意見等が何かありましたらお願いします。

○遠井委員 的外れな質問かもしれませんが、ここでお話しするような内容なのかわからないのですが、今のものを拝見して思ったことは、環境影響評価の手続は、本来、公益である環境の利益をどのように守るのかを多角的に見るものです。しかし、非常に気になるのは、この中に出てきているのは、個別の営業利益とかかかわっている部分が多いような気がしますので、手続の趣旨と違うところで問題が出てくる可能性があるのかなと思います。

眺望権についての判例は余りありませんけれども、ご承知のとおり、それが十分な営業

利益として認められた京都の事例もありますので、この手続とは別に、そうした法的権利、利益には十分に配慮して進めることを十分考慮し、確認しながら進めていただいたほうがいいのではないかと思います。

○都市計画決定権者（齋藤都市局事業推進担当部長） おっしゃるとおりだと思います。十分に配慮して対応していきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 ほかにないようでしたら、準備書に関する第2回目の審議を終了したいと思います。

事務局では、今回の議事の内容をきちんと整理していただきたいと思います。

それでは、今の事業者見解の取り扱いがこれからどうなるのかについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 皆様、ご審議をありがとうございました。

この見解書につきましては、予定では、9月10日に告示し、今月の30日まで縦覧する予定となっております。見解に対しての意見があり、公述の方がいらっしゃる場合は公聴会を開催することになるかと思います。開催の場合は、10月中旬あたりを予定しているところでございます。

○佐藤（哲）会長 きょうの審議で2点ほど確認すべきことがありました。

一つは、森本委員に対する説明とコメントを確認したいということです。もう一つは、先ほどの自然や緑にかかわる目標の表現についてです。

これは、次回に皆さんでもう一度確認することにしましょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 事務局の都合からいいますと、予定ではございますが、10月の頭に2件の別の案件の準備書が送付される予定になっております。一つは、同じまち中の再開発事業で、もう一つは、昨年にご審議をいただきました火力発電所の件です。

そうなりますと、審議会の開催は、9月中にご審議をいただきたくても、事務局が手いっぱいでございます。そこで、10月中旬から下旬にかけての最後から一つ目の週であれば、定足数が満たされるのではないかと考えております。そこで2件が出てくれば、まず1回目の審議をする予定であります。本当は、きょう全ての審議が完了していれば、創世1.1.1区（さんく）の準備書には多少の余裕が出て、11月か12月の審議会で答申をということでした。

森本委員には必ずご説明をして、新たな質問とご意見があるかどうかの確認をいたしますので、これについては審議会を開かなくても各委員にお知らせすることはできるかと思います。もう一つの植樹絡みの目標については、次回に行くかどうか、委員の皆様にはご説明するのですが、事業者、決定権者のお話の中である程度の回答案がまとまりましたら、委員の皆様にご提示してご意見をいただきたいと思います。

そういうことから、できれば、これから出てくる予定の２件を優先したいと思っておりますが、そんなにお時間はかからないと思いますので、ほかの二つと一緒に次回にご提示して確認していただくことは可能かと思えます。

○佐藤（哲）会長 それでは、そういたしましょう。

次回に時間をかけないことを前提に説明していただき、その後に答申書の審議を行うことにしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、次回も事業者側にはご出席いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、都市局と事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。

どうぞご退室ください。

〔都市計画決定権者及び事業者退室〕

○佐藤（哲）会長 それでは、本日の審議はこれで終了です。

事務局にお返しします。

３．閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 皆様、本当にお疲れさまでございました。

今回は、先ほども触れましたけれども、１０月２２日か２３日で調整を進めているところでございます。できるだけ早く、決まり次第、ご連絡を申し上げたいと思います。

重ねて、案件２件の準備書が９月末から１０月上旬にかけて提出される予定となっております。１０月末の審議会におきましては、これら２件についてもあわせてご審議をお願いしたいと考えてございます。

盛りだくさんではございますが、よろしくお願いいたします。

以 上